



2018年10月16日

計量証明書

三井 E&S 環境エンジニアリング株式会社 御中

計量法第 121 条の 3 に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号 特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01 事業者: 三浦工業株式会社 愛媛県松山市堀江町 7 番地 事業所: 環境事業本部 愛媛県松山市北条辻 864 番地 10 丁 799-2430 電話: 089-960-2350 ファクンミリ: 089-960-2351	本部長 米田 剛	計量管理者 横田正伸
---	-------------	---------------

試料情報

試料名 : 地下水上流
 依頼者名 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 依頼者住所 : 北海道砂川市豊沼町 1 番地
 業務名 : 上砂川町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設 水質分析
 試料採取日時 : 2018年9月12日 9:58
 試料受領日 : 2018年9月18日
 検体番号 : B89010003U
 試料採取場所 : 上砂川町一般廃棄物最終処分場
 北海道空知郡上砂川町字上砂川 65-148
 採取者 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 受付方法 : 持ち込み

分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成 12 年 1 月 環境庁厚生省告示第 1 号)
 JIS K 0312:2008 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象	結果	備考
ダイオキシン類	実測値 2.1 pg/L	
	毒性等量 0.050 pg-TEQ/L	注 1)2)3)

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注2) 毒性等量は計量法第 107 条による計量証明の対象外である。

注3) 毒性等量は、検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い、検出下限未満の実測濃度は検出下限の 1/2 の値を用いて算出した値である。



2018年10月16日

計量証明書

三井E&S環境エンジニアリング株式会社 御中

計量法第121条の3に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号 特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01 事業者: 三浦工業株式会社 愛媛県松山市堀江町7番地 事業所: 環境事業本部 愛媛県松山市北条辻864番地 10 丁 799-2430 電話: 089-960-2350 ファクシミリ: 089-960-2351	本部長 米田 剛	計量管理者 横田正伸
---	-------------	---------------

試料情報

試料名 : 地下水下流
 依頼者名 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 依頼者住所 : 北海道砂川市豊沼町1番地
 業務名 : 上砂川町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設 水質分析
 試料採取日時 : 2018年9月12日 10:25
 試料受領日 : 2018年9月18日
 検体番号 : B89010004U
 試料採取場所 : 上砂川町一般廃棄物最終処分場
 北海道空知郡上砂川町字上砂川 65-148
 採取者 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 受付方法 : 持ち込み

分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成12年1月 環境庁厚生省告示第1号)
 JIS K 0312:2008 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象	結果	備考
ダイオキシン類 実測値	6.4 pg/L	
毒性等量	0.051 pg-TEQ/L	注1)2)3)

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注2) 毒性等量は計量法第107条による計量証明の対象外である。

注3) 毒性等量は、検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い、検出下限未満の実測濃度は検出下限の1/2の値を用いて算出した値である。



2018年10月16日

計量証明書

三井 E&S 環境エンジニアリング株式会社 御中

計量法第 121 条の 3 に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号 特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01 事業者: 三浦工業株式会社 愛媛県松山市堀江町 7 番地 事業所: 環境事業本部 愛媛県松山市北条辻 864 番地 10 丁 799-2430 電話: 089-960-2350 ファクシミリ: 089-960-2351	本部長 米田 剛	計量管理者 横田正伸
---	-------------	---------------

試料情報

試料名 : 放流水
 依頼者名 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 依頼者住所 : 北海道砂川市豊沼町 1 番地
 業務名 : 上砂川町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設 水質分析
 試料採取日時 : 2018 年 9 月 12 日 9:30
 試料受領日 : 2018 年 9 月 18 日
 検体番号 : B89010001W
 試料採取場所 : 上砂川町一般廃棄物最終処分場
 北海道空知郡上砂川町字上砂川 65-148
 採取者 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 受付方法 : 持ち込み

分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成 12 年 1 月 環境庁厚生省告示第 1 号)
 JIS K 0312:2008 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象	結果	備考
ダイオキシン類	14 pg/L	
毒性等量	0.00043 pg-TEQ/L	注 1)2)3)

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注2) 毒性等量は計量法第 107 条による計量証明の対象外である。

注3) 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を 0(ゼロ)として算出した値である。



2018年10月16日

計量証明書

三井E&S環境エンジニアリング株式会社 御中

計量法第121条の3に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号
 特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01

事業者: 三浦工業株式会社

愛媛県松山市堀江町7番地

事業所: 環境事業本部

愛媛県松山市北条辻 864 番地 10 丁 799-2430

電話: 089-960-2350 ファクシミリ: 089-960-2351

本部長
米田 剛



計量管理者
横田正伸



試料情報

試料名 : 浸出水(入口側)
 依頼者名 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 依頼者住所 : 北海道砂川市豊沼町1番地
 業務名 : 上砂川町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設 水質分析
 試料採取日時 : 2018年9月12日 9:40
 試料受領日 : 2018年9月18日
 検体番号 : B89010002W
 試料採取場所 : 上砂川町一般廃棄物最終処分場
 北海道空知郡上砂川町字上砂川 65-148
 採取者 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 受付方法 : 持ち込み

分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成12年1月 環境庁厚生省告示第1号)
 JIS K 0312:2008 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象	結果	備考
ダイオキシン類 実測値	16 pg/L	
毒性等量	0.00046 pg-TEQ/L	注1)2)3)

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注2) 毒性等量は計量法第107条による計量証明の対象外である。

注3) 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出した値である。